

～ 桑名市建築開発関係手数料条例 別表第2 関係【長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料】～

【申請方法の区分】

- ア：事前に確認書又は住宅性能評価書の交付を受けてから桑名市へ申請する場合（新築）  
 イ：事前に確認書又は住宅性能評価書の交付を受けてから桑名市へ申請する場合（増改築、既存）  
 ウ：桑名市へ直接申請する場合（新築）  
 工：桑名市へ直接申請する場合（増改築、既存）

※長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、下記表の手数料に建築物・昇降機の確認申請手数料（①・②の場合）や計画変更確認申請手数料（③・④・⑤・⑥の場合）を加算した金額になります。

① 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

個人等・譲受人十分譲事業者（法第5条第1項、第2項、第5項、第6項、第7項）による申請

申請住宅の区分		1戸あたりの手数料の金額			
		ア	イ	ウ	工
一戸建ての住宅		13,500円	20,300円	50,900円	76,400円
一戸建て以外の住宅	総戸数5以下	4,900円	7,400円	24,000円	36,000円
	総戸数6～10	4,100円	6,100円	19,200円	28,800円
	総戸数11～25	2,700円	4,100円	15,100円	22,700円
	総戸数26～50	2,200円	3,300円	13,600円	20,400円
	総戸数51～100	1,600円	2,500円	11,600円	17,500円
	総戸数101～200	1,400円	2,100円	10,800円	16,200円
	総戸数201～300	1,200円	1,800円	10,300円	15,400円
	総戸数301以上	1,000円	1,500円	9,400円	14,200円

② 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

分譲事業者単独（法第5条第3項、第4項）による申請

申請住宅の区分		1戸あたりの手数料の金額			
		ア	イ	ウ	工
一戸建ての住宅		10,500円	15,800円	47,900円	71,900円
一戸建て以外の住宅	総戸数5以下	3,900円	5,900円	23,000円	34,500円
	総戸数6～10	3,300円	5,000円	18,400円	27,600円
	総戸数11～25	2,100円	3,200円	14,500円	21,800円
	総戸数26～50	1,800円	2,700円	13,200円	19,800円
	総戸数51～100	1,400円	2,100円	11,400円	17,100円
	総戸数101～200	1,200円	1,800円	10,500円	15,800円
	総戸数201～300	1,000円	1,500円	10,100円	15,100円
	総戸数301以上	800円	1,200円	9,200円	13,900円

③ 長期優良住宅建築等計画等変更（法第8条第1項）【長期使用構造等】認定申請手数料

①による申請の認定を受けたものの変更申請

②による申請の認定を受けたもので、⑦の認定を受けたものの変更申請

申請住宅の区分		1戸あたりの手数料の金額			
		ア	イ	ウ	工
一戸建ての住宅		7,300円	10,700円	26,000円	38,700円
一戸建て以外の住宅	総戸数5以下	2,500円	3,800円	12,100円	18,100円
	総戸数6～10	2,100円	3,100円	9,600円	14,400円
	総戸数11～25	1,300円	2,000円	7,600円	11,400円
	総戸数26～50	1,100円	1,600円	6,800円	10,200円
	総戸数51～100	800円	1,200円	5,800円	8,700円
	総戸数101～200	700円	1,000円	5,400円	8,100円
	総戸数201～300	600円	900円	5,100円	7,700円
	総戸数301以上	500円	700円	4,700円	7,100円

④ 長期優良住宅建築等計画等変更（法第 8 条第 1 項）【長期使用構造等以外】認定申請手数料

①による申請の認定をうけたものの変更申請

②による申請の認定をうけたもので、⑦の認定をうけたものの変更申請

申請住宅の区分		1戸あたりの手数料の金額	
		(新築)	(増改築、既存)
一戸建ての住宅		7,300円	10,700円
一戸建て以外の住宅	総戸数 5 以下	2,500円	3,800円
	総戸数 6～10	2,100円	3,100円
	総戸数 11～25	1,300円	2,000円
	総戸数 26～50	1,100円	1,600円
	総戸数 51～100	800円	1,200円
	総戸数 101～200	700円	1,000円
	総戸数 201～300	600円	900円
	総戸数 301 以上	500円	700円

⑤ 長期優良住宅建築等計画変更（法第 8 条第 1 項）【長期使用構造等】認定申請手数料

②による申請の認定をうけたもので、⑦の認定をうけていないものの変更申請

申請住宅の区分		1戸あたりの手数料の金額			
		ア	イ	ウ	エ
一戸建ての住宅		5,800円	8,400円	24,400円	36,400円
一戸建て以外の住宅	総戸数 5 以下	2,000円	3,000円	11,600円	17,300円
	総戸数 6～10	1,700円	2,500円	9,200円	13,800円
	総戸数 11～25	1,000円	1,600円	7,300円	10,900円
	総戸数 26～50	900円	1,300円	6,600円	9,900円
	総戸数 51～100	700円	1,000円	5,700円	8,500円
	総戸数 101～200	600円	900円	5,200円	7,900円
	総戸数 201～300	500円	700円	5,000円	7,500円
	総戸数 301 以上	400円	600円	4,600円	6,900円

⑥ 長期優良住宅建築等計画変更（法第 8 条第 1 項）【長期使用構造等以外】認定申請手数料

②による申請の認定をうけたもので、⑦の認定をうけていないものの変更申請

申請住宅の区分		1戸あたりの手数料の金額	
		(新築)	(増改築)
一戸建ての住宅		5,800円	8,400円
一戸建て以外の住宅	総戸数 5 以下	2,000円	3,000円
	総戸数 6～10	1,700円	2,500円
	総戸数 11～25	1,000円	1,600円
	総戸数 26～50	900円	1,300円
	総戸数 51～100	700円	1,000円
	総戸数 101～200	600円	900円
	総戸数 201～300	500円	700円
	総戸数 301 以上	400円	600円

⑦ 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

譲受人が決定した場合（法第 9 条第 1 項、3 項）の変更申請

申請住宅の区分		1戸あたりの手数料の金額	
		(新築)	(増改築)
一戸建ての住宅		6,000円	8,000円
一戸建て以外の住宅	総戸数 5 以下	2,000円	2,600円
	総戸数 6～10	1,500円	2,000円
	総戸数 11～25	1,000円	1,400円
	総戸数 26～50	800円	1,000円
	総戸数 51～100	500円	700円
	総戸数 101～200	500円	600円
	総戸数 201～300	400円	500円
	総戸数 301 以上	300円	400円

⑧ 長期優良住宅建築等計画地位承継（法第 10 条第 1 項）承認申請手数料

申請住宅の区分		1 戸あたりの手数料の金額
一戸建ての住宅		3,000 円
一戸建て以外の住宅	総戸数 5 以下	1,000 円
	総戸数 6～10	800 円
	総戸数 11～25	400 円
	総戸数 26～50	400 円
	総戸数 51～100	300 円
	総戸数 101～200	200 円
	総戸数 201～300	200 円
	総戸数 301 以上	100 円

⑨ 長期優良住宅建築等計画容積率特例（法第 18 条第 1 項）許可申請手数料

1 件につき	160,000 円
--------	-----------

※この表において総戸数とは、1 棟の建築物における住戸の総数です。

※併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）は、一戸建ての住宅の料金を適用します。

**※手数料の払い込みについて（お知らせ）**

- 手数料は、県収入証紙ではなく、現金による金融機関への払い込みとなります。
- 桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前 9 時から午後 3 時迄です。

【問い合わせ先】桑名市 都市整備部 都市整備課 建築審査室（TEL：0594-24-1218）